

# 消防法令違反とならないために・・・

工事の前に消防署へ相談してください。

【下記の工事等を行う場合は必ず消防署へ相談してください。】

※個人の住宅は除く。ただし、住宅兼店舗等の場合や住宅から店舗等に変更する場合は該当

- ・増改築、増床、建物との接続工事
- ・窓や扉など、開口部の閉鎖工事
- ・建物内装や間仕切り工事、用途変更

【消防法令違反を防ぐために】

増築等により、それまで不要だった消防用設備等が必要になることがあります。

**必要になる消防用設備等が無い＝消防法違反となります。**

違反を解消するには・・・

- 消防用設備等を設置する。
- 設備がいらなくなるように建物の取壊し、又は、接続部分の切離し工事をする。

**どちらにしても想定外の費用がかかります。**

【重大な消防法令違反が解消されない場合】

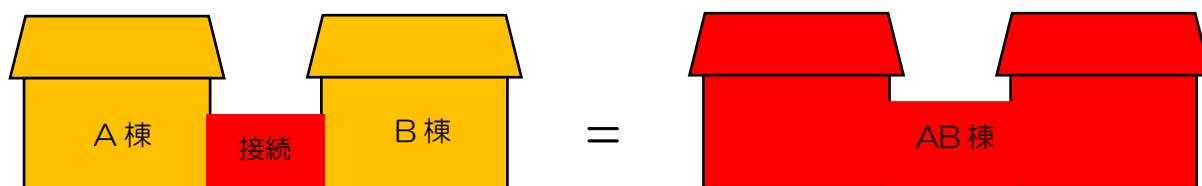
※重大な消防法令違反：自動火災報知設備・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備が設置されていない建物

- 建物名称、所在地、違反内容をホームページで公表します。
- 消防法に基づく「警告・命令」を受ける場合があります。
- 捜査機関に告発することがあります。

**重大な消防法令違反の大半が無届の増築や接続です！**

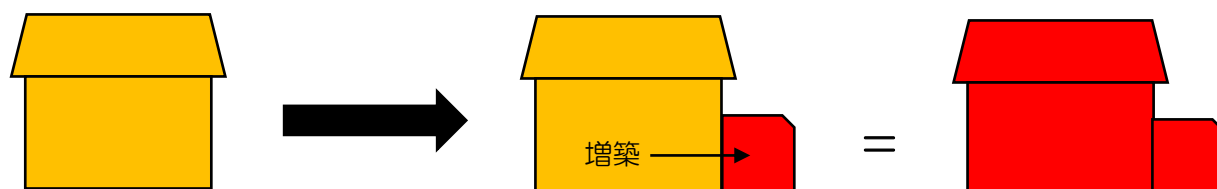
## よくある事例

### ◎ケース1 雨が降ると品物が濡れるから、建物を渡り廊下で接続しようかな・・・？



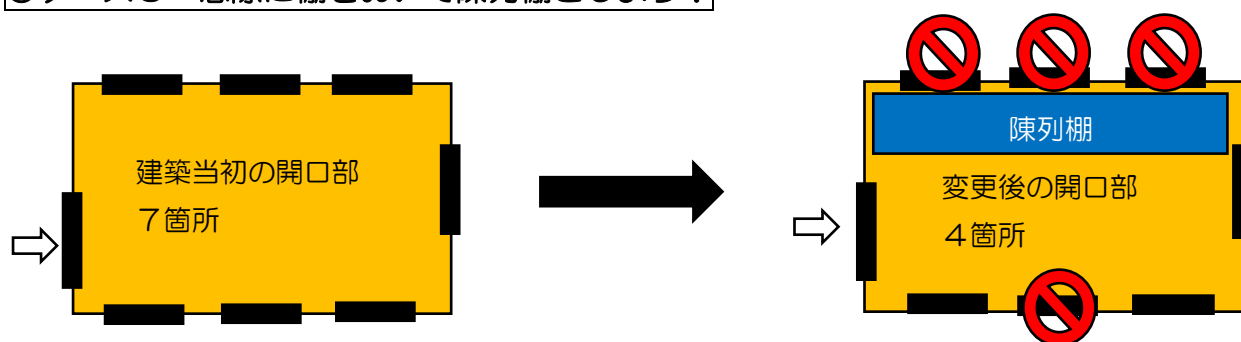
A棟とB棟を渡り廊下で接続すると、A棟とB棟は1つの建物とみなされ、今まで必要ではなかった消防用設備（屋内消火栓、自動火災報知設備等）の設置が義務となる場合があります。事前に最寄りの消防署へご相談ください。

### ◎ケース2 今ある建物が手狭だから増築しようかな・・・？



増築による面積の増加により、今まで必要ではなかった消防用設備の設置が義務となる場合があります。事前に最寄りの消防署へご相談ください。

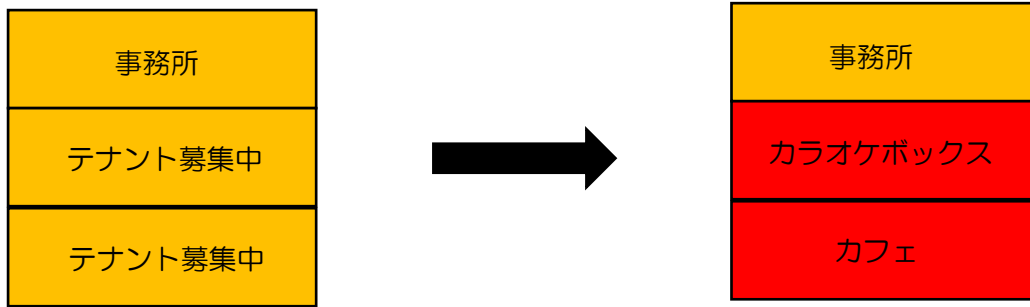
### ◎ケース3 窓際に棚をおいて陳列棚としよう！



建築当初と比較し、窓を塞いだりして窓が少なくなった場合には「無窓階」となり、今まで必要ではなかった消防用設備の設置が義務となる場合があります。

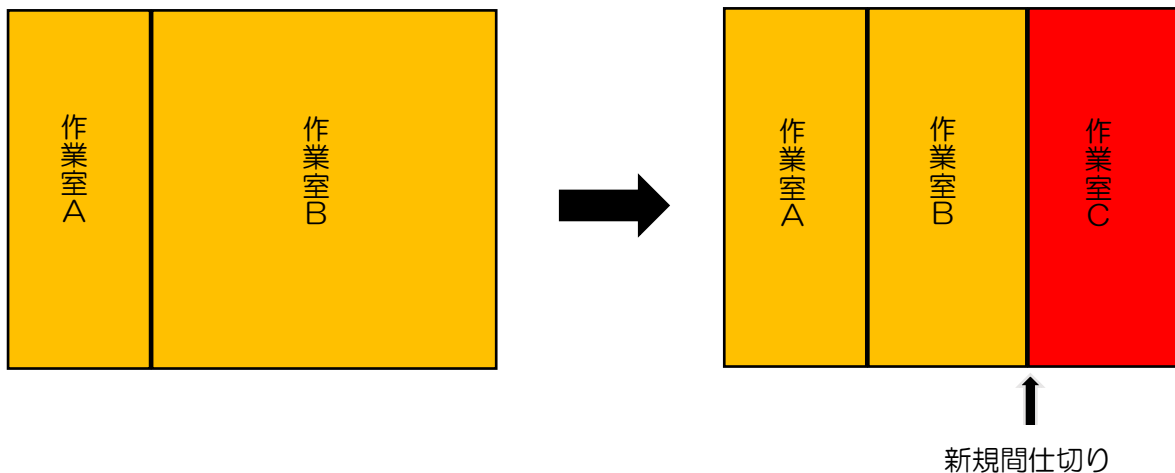
※建築当初は、利用者等の避難上又は消防隊進入のために窓や出入口について審査のうえ必要となる消防用設備が決められており、変更により開口部の数が減少した場合、消防法上の規制が厳しくなります。事前に最寄りの消防署へご相談ください。

◎ケース4 いいテナントビルがあるから、ここでカフェとカラオケボックスを開こう！



テナントに入居する際の用途によっては、今まで必要ではなかった消防用設備の設置が義務化なる場合があります。設置しなければならない消防用設備によっては、建物所有者への説明が必要となる場合がありますので、事前に最寄りの消防署へご相談ください。

◎ケース5 知り合いの工務店にお願いして部屋の間仕切りを増やそう！



新たに間仕切りを設置したことでスプリンクラー設備や自動火災報知設備に未警戒部分が生じ、改修が必要となる場合があります。事前に最寄りの消防署へご相談ください。

◎ケース6 レストランをオープンするんだけど、消防署に何か届出するものはあるの？

新たに防火対象物を使用する場合には、火災予防条例第43条の規定に基づき使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長に届け出なければなりません。

消防署では災害対応のため新たな防火対象物を把握する必要がありますので、必ず提出していただきますようお願いします。

問合せ先：予防課（0256-92-1122）